

「第 7 次水質総量削減の在り方について」

諮問関係資料

目次

1. 水質総量削減の概要	1
2. 指定水域及び指定地域	4
3. 汚濁負荷量の推移及び削減目標量	5
4. 指定水域の水質濃度の推移	6
5. 指定水域の環境基準達成率の推移	12
6. 赤潮及び青潮（苦潮）の発生状況	13
7. 貧酸素水塊の発生状況	14
（参考1）閉鎖性海域の水質汚濁メカニズム	17
（参考2）参照条文	18

1. 水質総量削減の概要

(1) 目的

人口及び産業が集中し、汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域の水質改善を図るため、汚濁負荷の総量の削減目標量、目標年度等を定め、総合的・計画的な水質保全対策を推進する。

(2) 指定水域

ア. 要件

人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域的な閉鎖性海域であって、水質汚濁防止法の排水基準のみによっては、環境基準の確保が困難であると認められる水域

イ. 現在の指定水域

東京湾、伊勢湾、瀬戸内海

(3) 指定項目

化学的酸素要求量 (COD)、窒素含有量、りん含有量

(4) 対策の概要

ア. 事業の実施

生活排水に係る汚濁負荷量を削減するため、下水道、合併処理浄化槽等の整備を促進する。

イ. 総量規制基準による規制

排水量が 50 m^3 / 日以上 of 工場・事業場を対象とし、排出が許容される汚濁負荷量 (排水濃度×排水量) により規制を行う。

ウ. 削減指導等

小規模事業場、畜産・農業等に対し、汚濁負荷の削減指導等を行う。

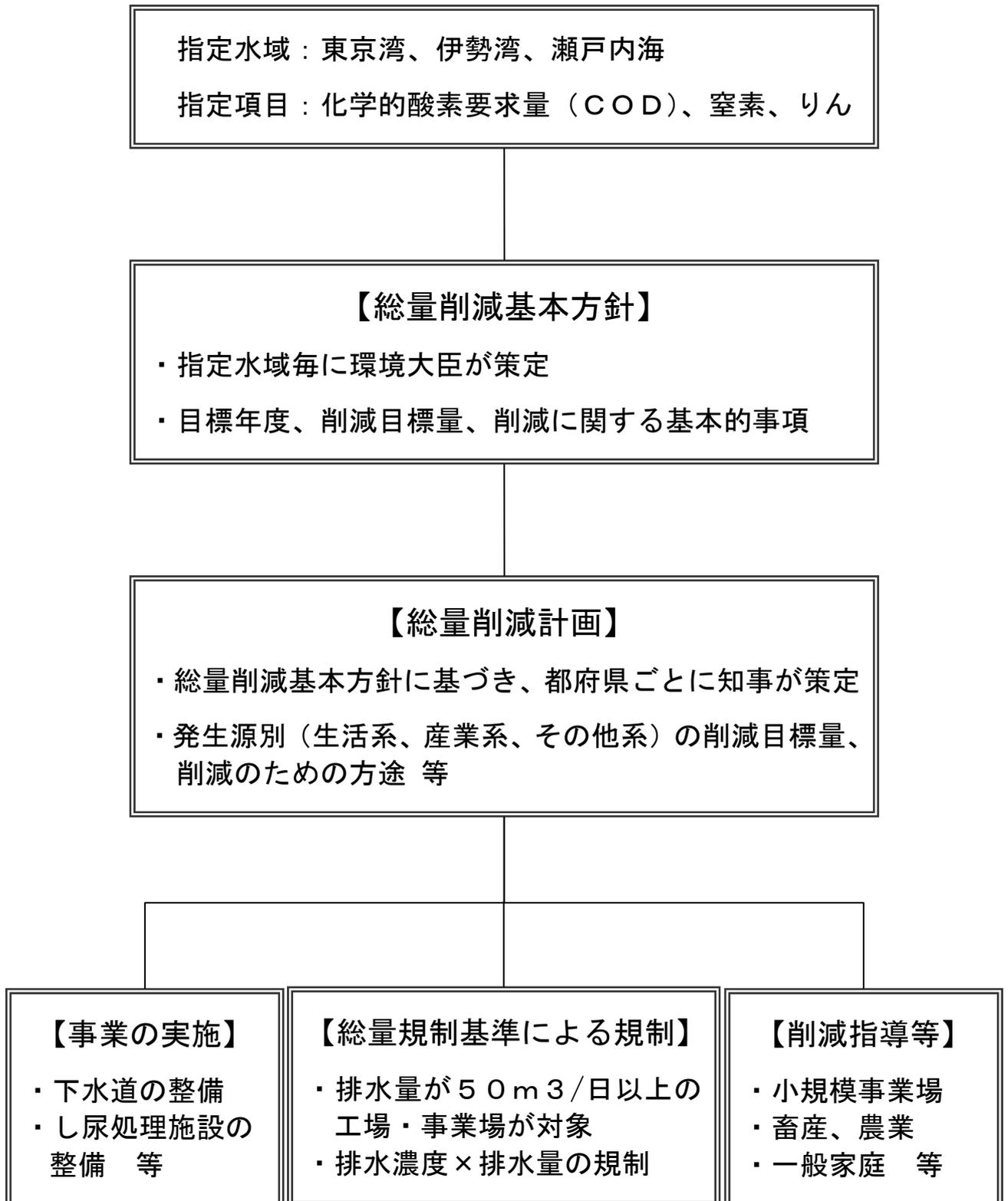
エ. その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な施策の実施

干潟の保全・再生、底質除去や覆砂等の底質改善対策を推進する。

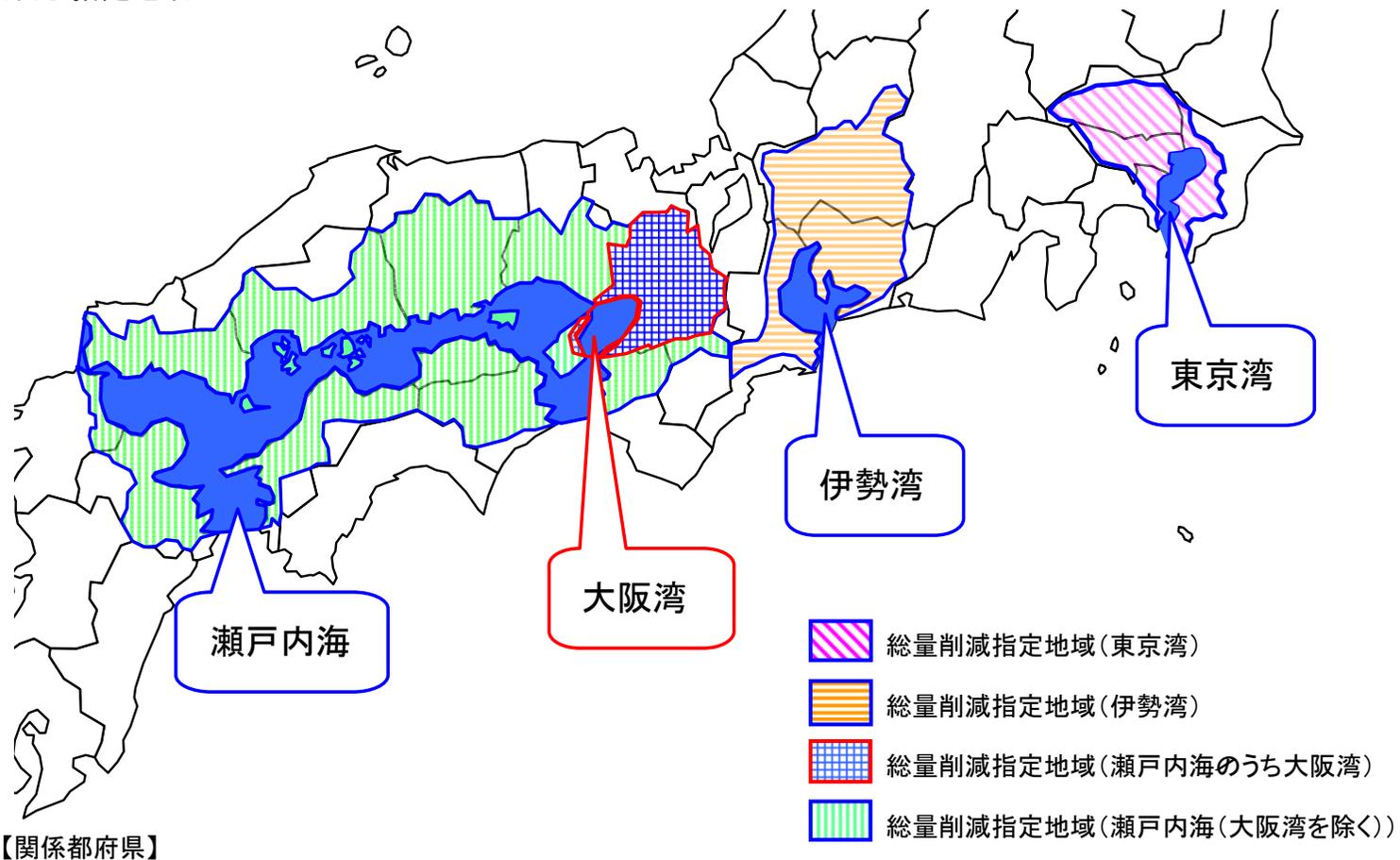
(5) これまでの経緯

	基本方針策定	目標年度	指定項目
第1次	昭和54年6月	昭和59年度	COD
第2次	昭和62年1月	平成元年度	COD
第3次	平成3年1月	平成6年度	COD
第4次	平成8年4月	平成11年度	COD
第5次	平成13年12月	平成16年度	COD、窒素、りん
第6次	平成18年11月	平成21年度	COD、窒素、りん

(6) 水質総量削減の体系



2. 指定水域及び指定地域

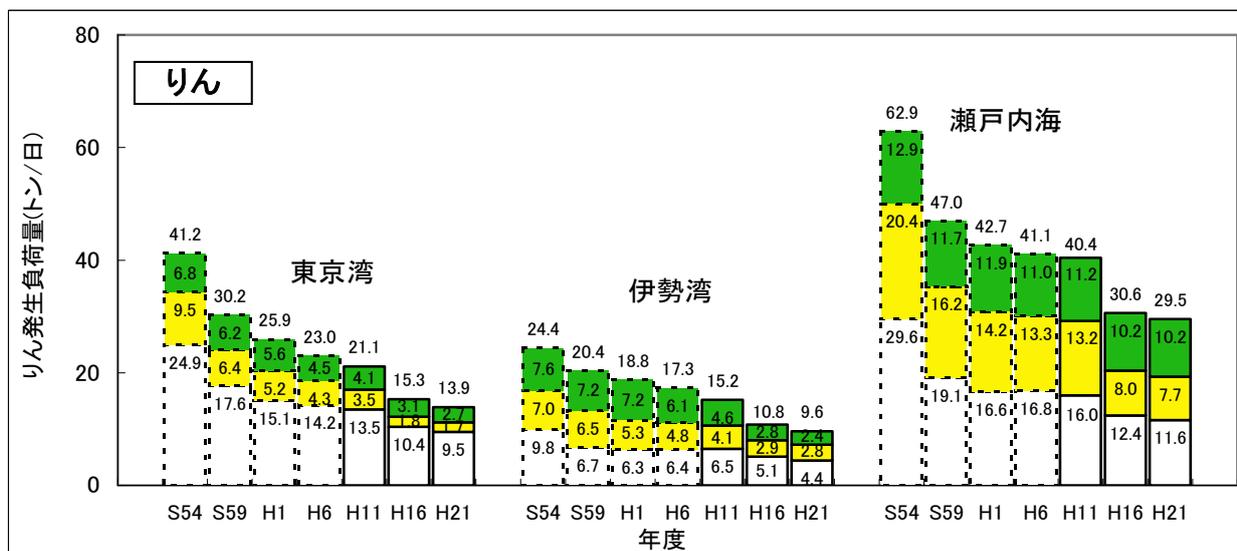
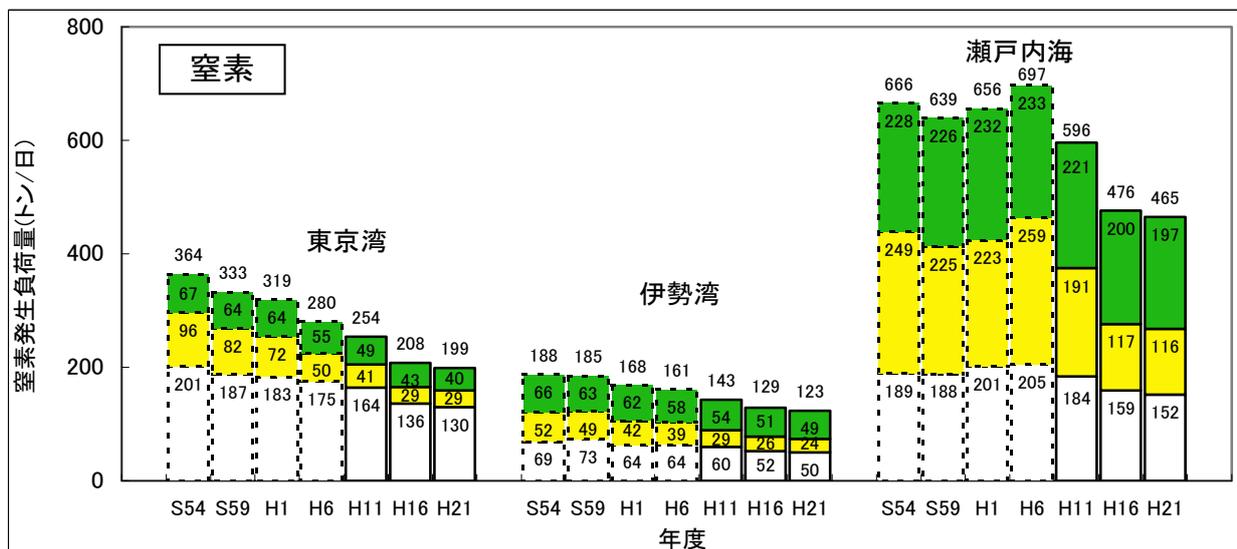
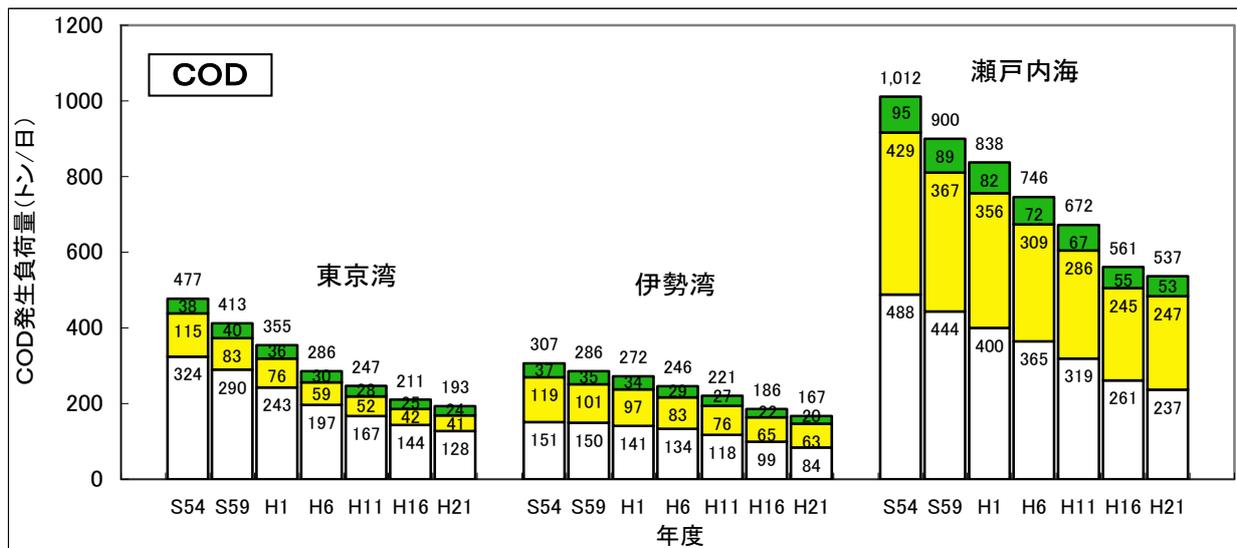


東京湾(4都県) . . . 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

伊勢湾(3県) . . . 岐阜県、愛知県、三重県

瀬戸内海(13府県) . . . 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県

3. 汚濁負荷量の推移及び削減目標量



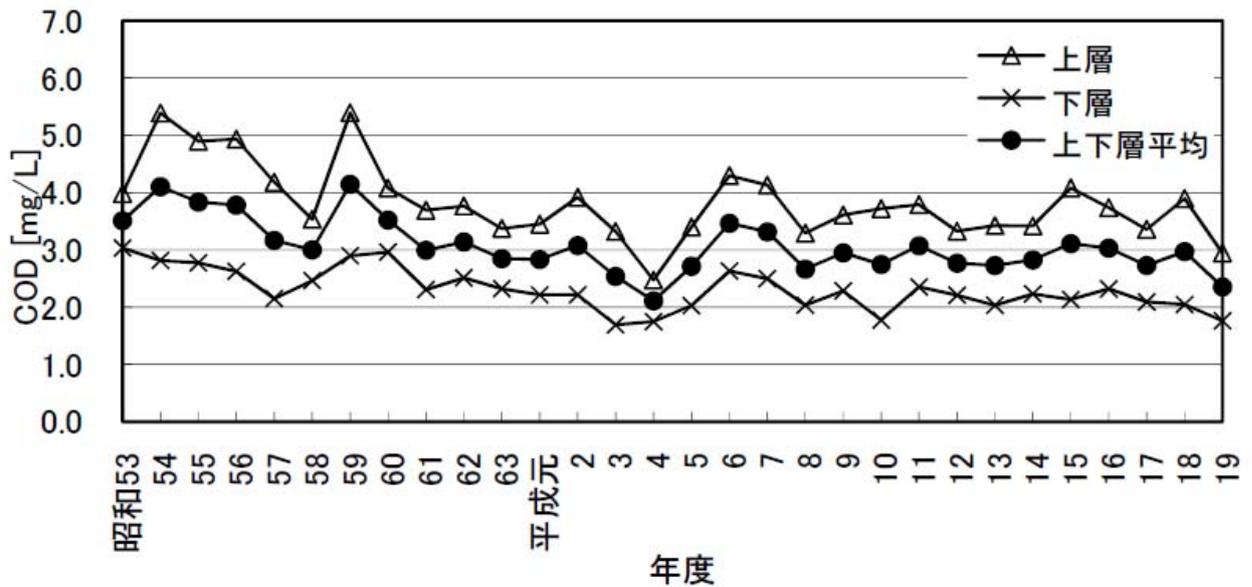
□生活系 ■産業系 ■其他系

(注1) 点線の棒グラフは、関係都府県のデータの集計
(注2) 平成21年度の値は削減目標量とした

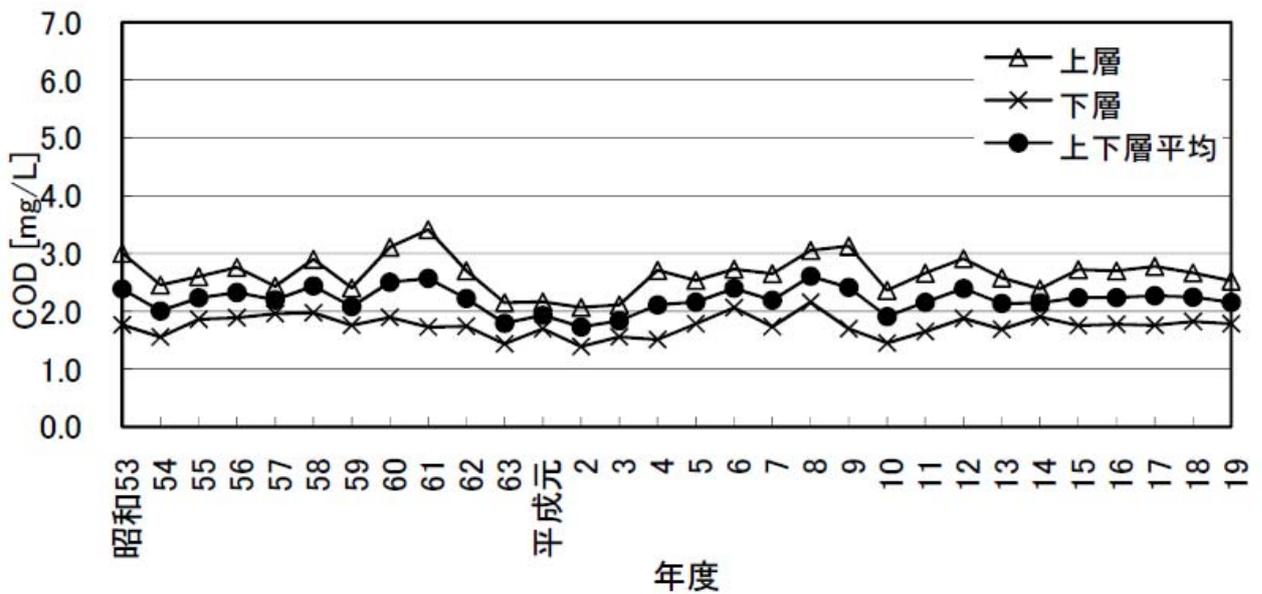
4. 指定水域の水質濃度の推移

(1) COD

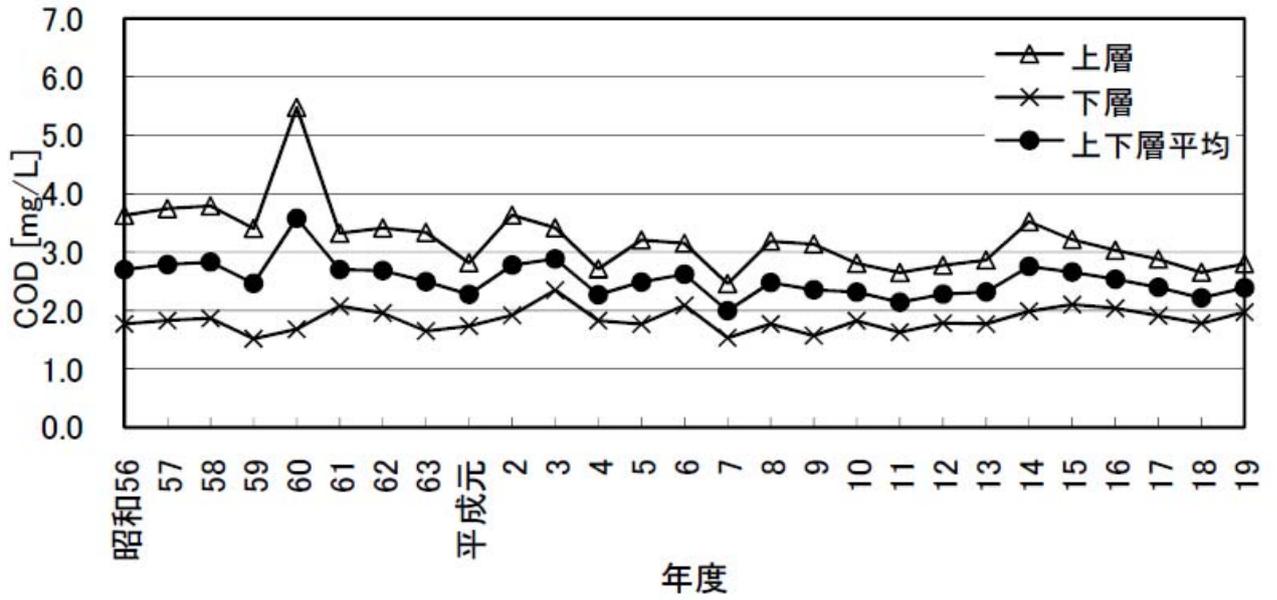
① 東京湾



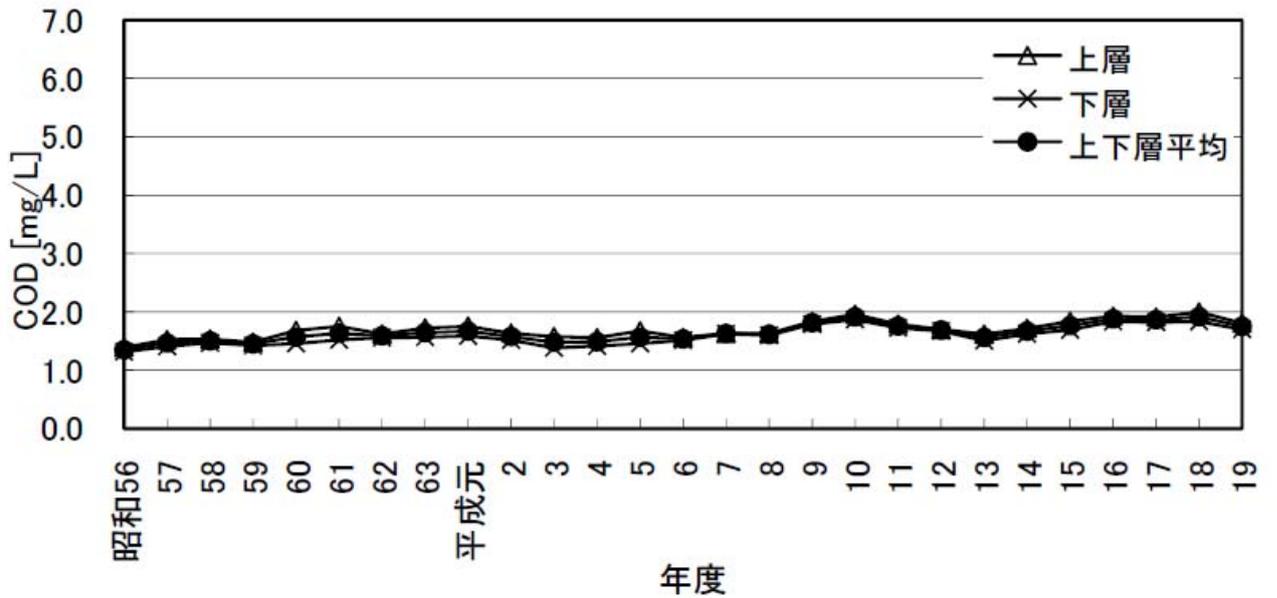
② 伊勢湾



③ 大阪湾

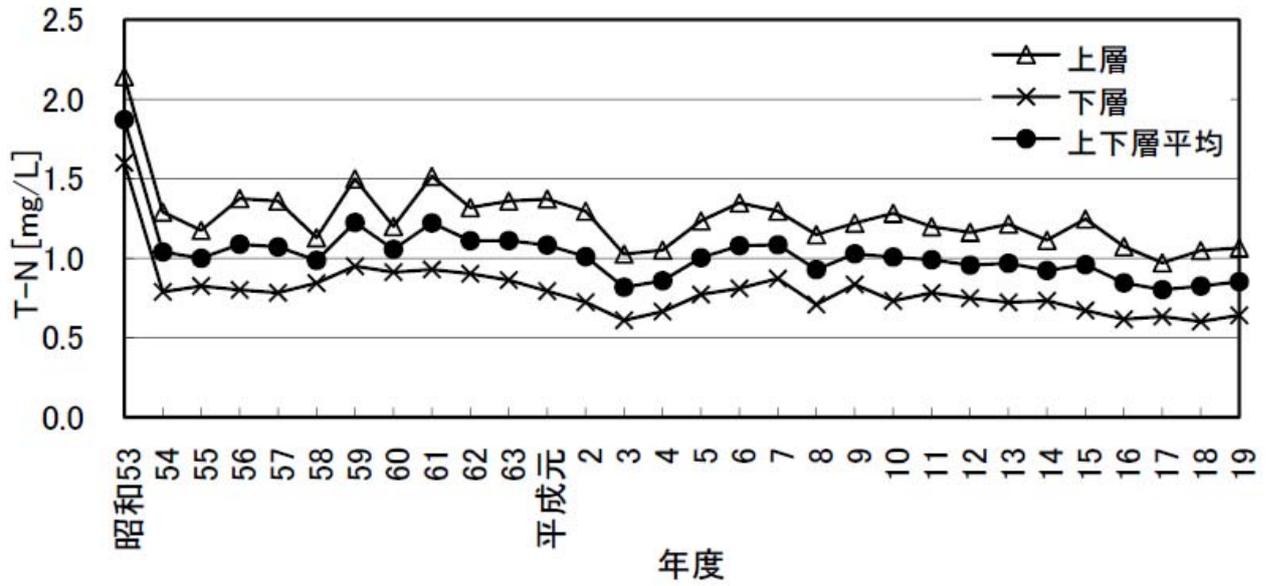


④ 瀬戸内海（大阪湾を除く）

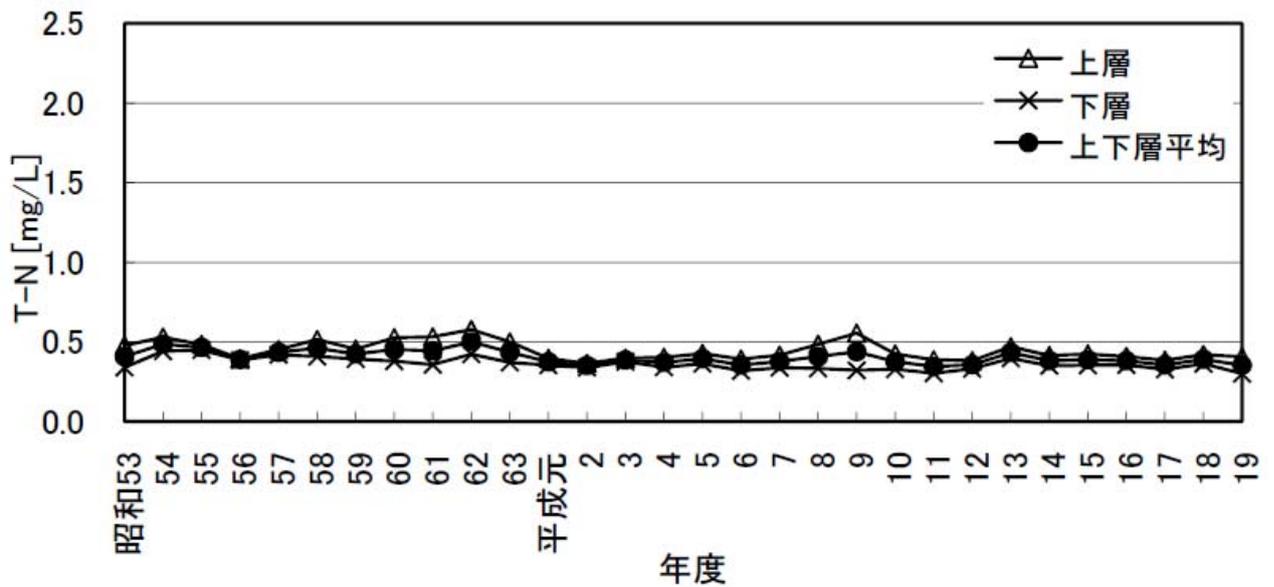


(2) 全窒素 (T-N)

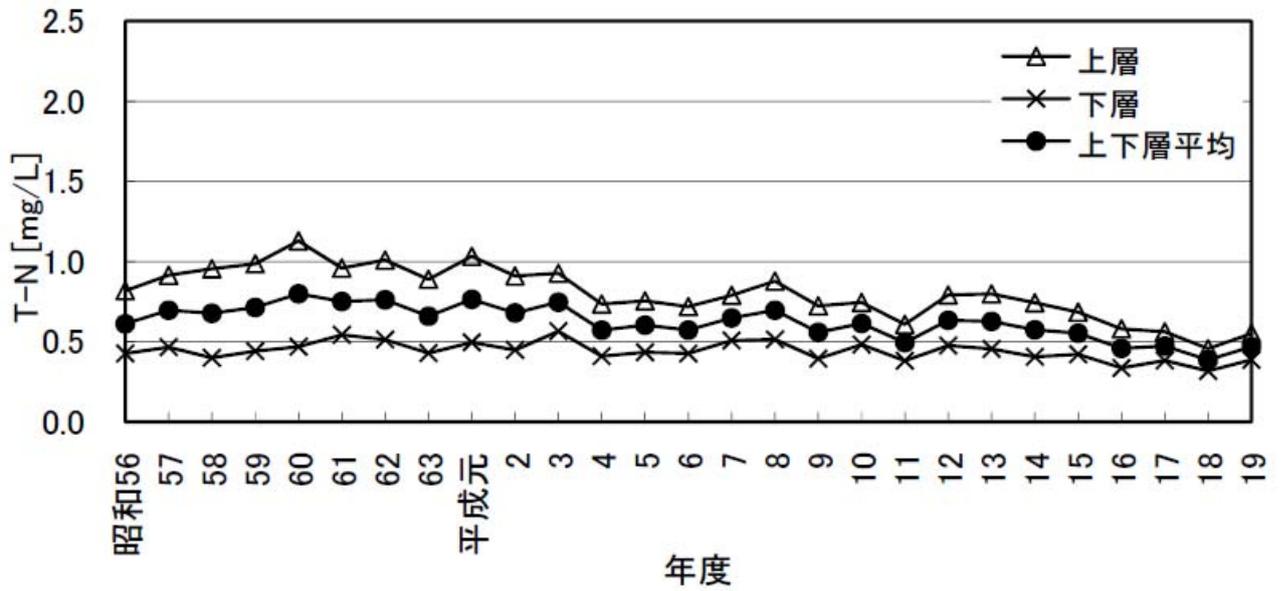
① 東京湾



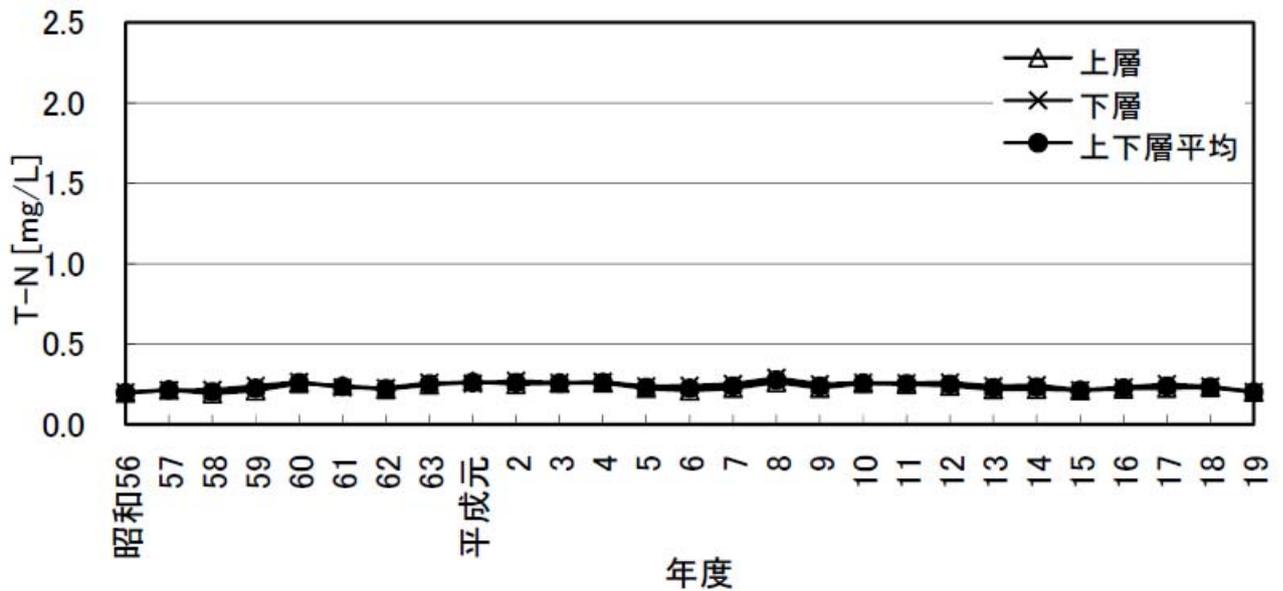
② 伊勢湾



③ 大阪湾

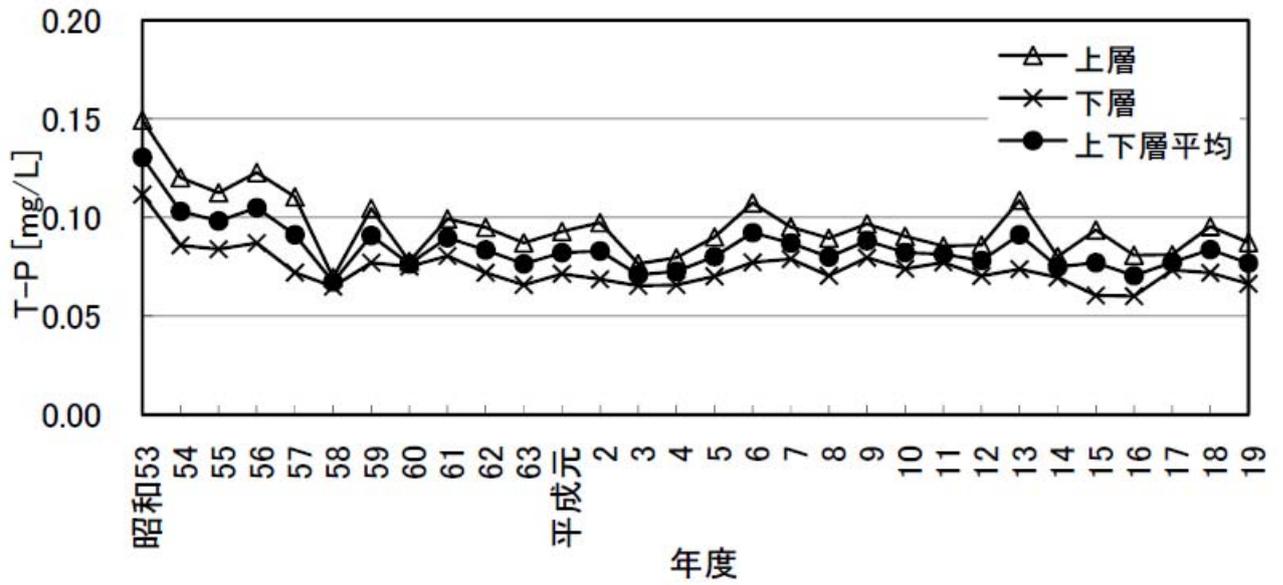


④ 瀬戸内海（大阪湾を除く）

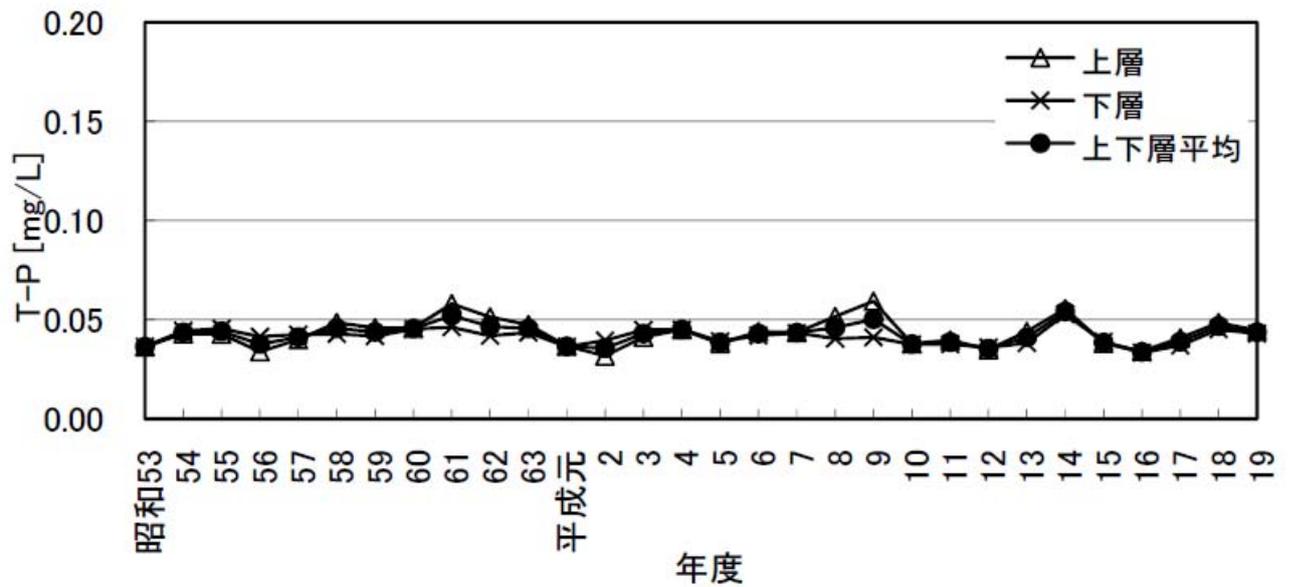


(3) 全りん (T-P)

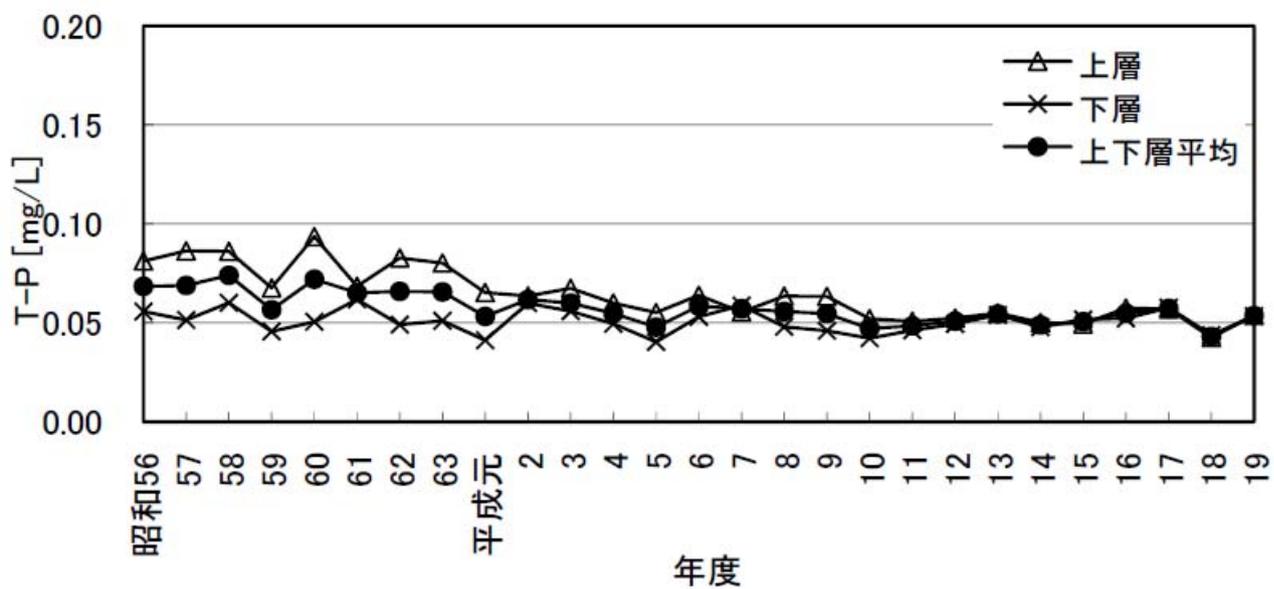
① 東京湾



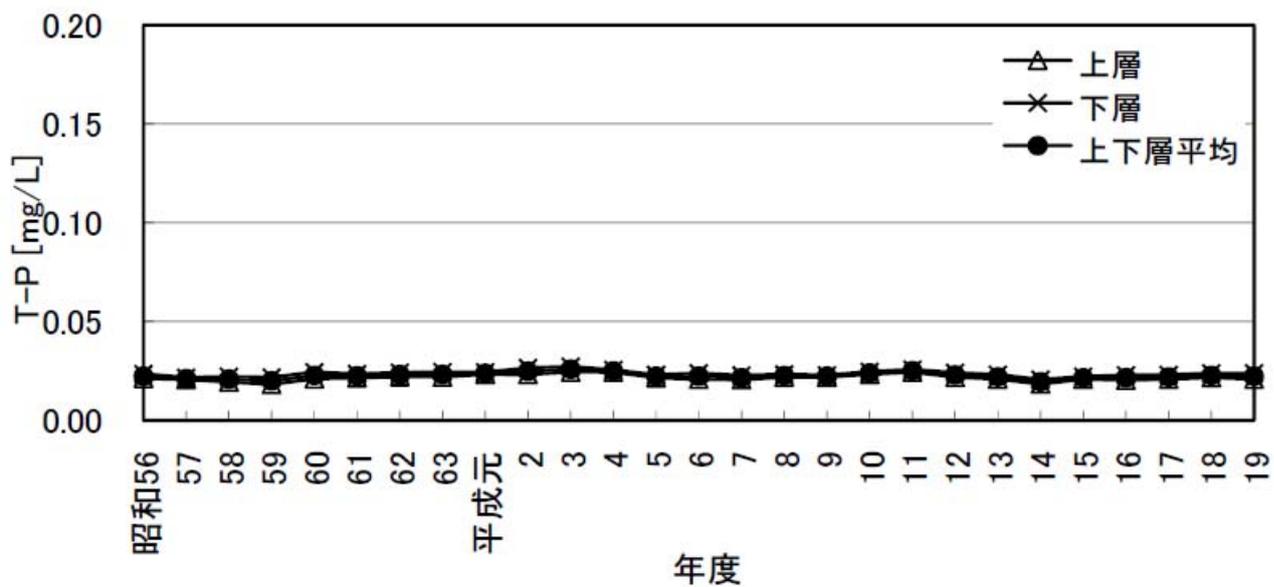
② 伊勢湾



③ 大阪湾

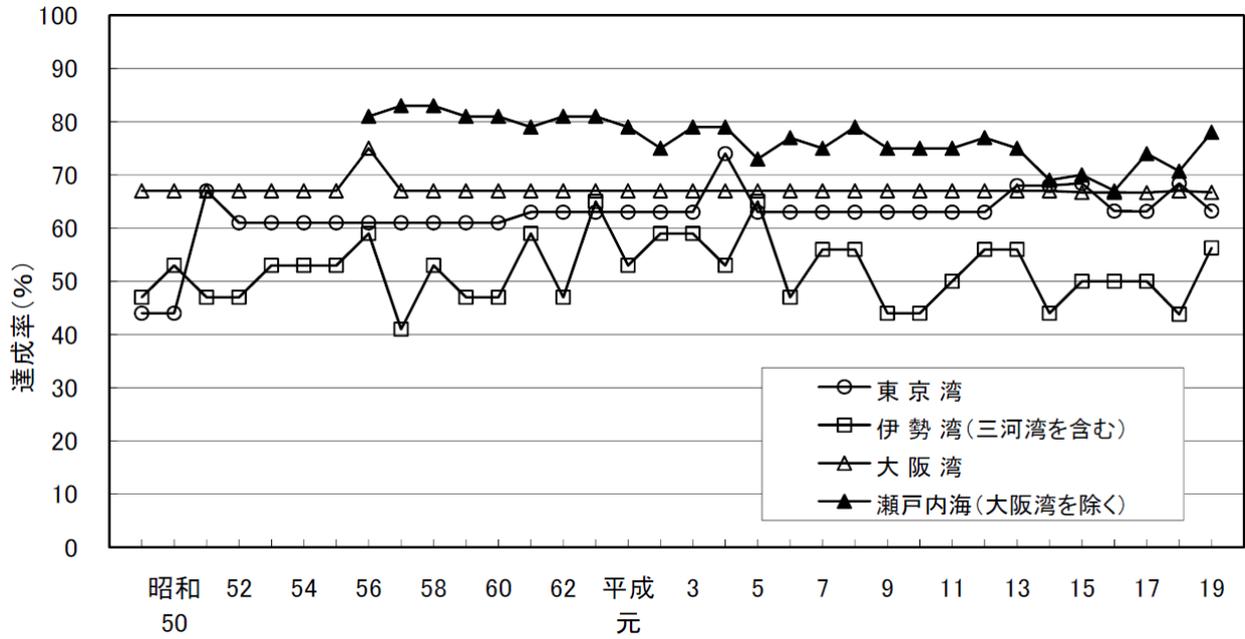


④ 瀬戸内海（大阪湾を除く）

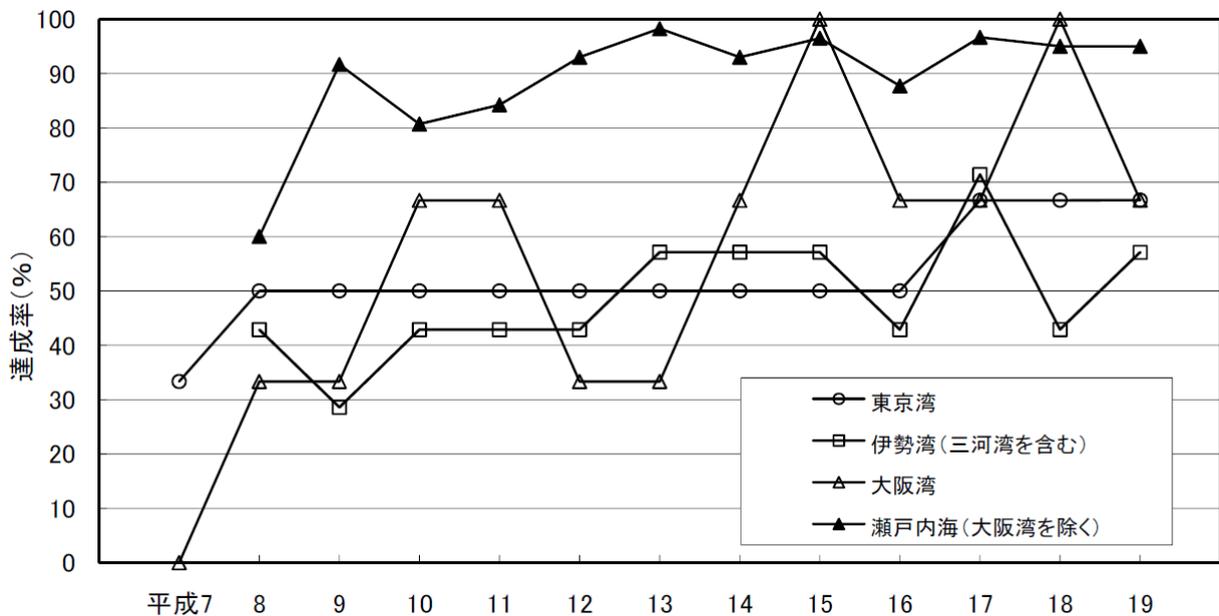


5. 指定水域の環境基準達成率の推移

(1) COD

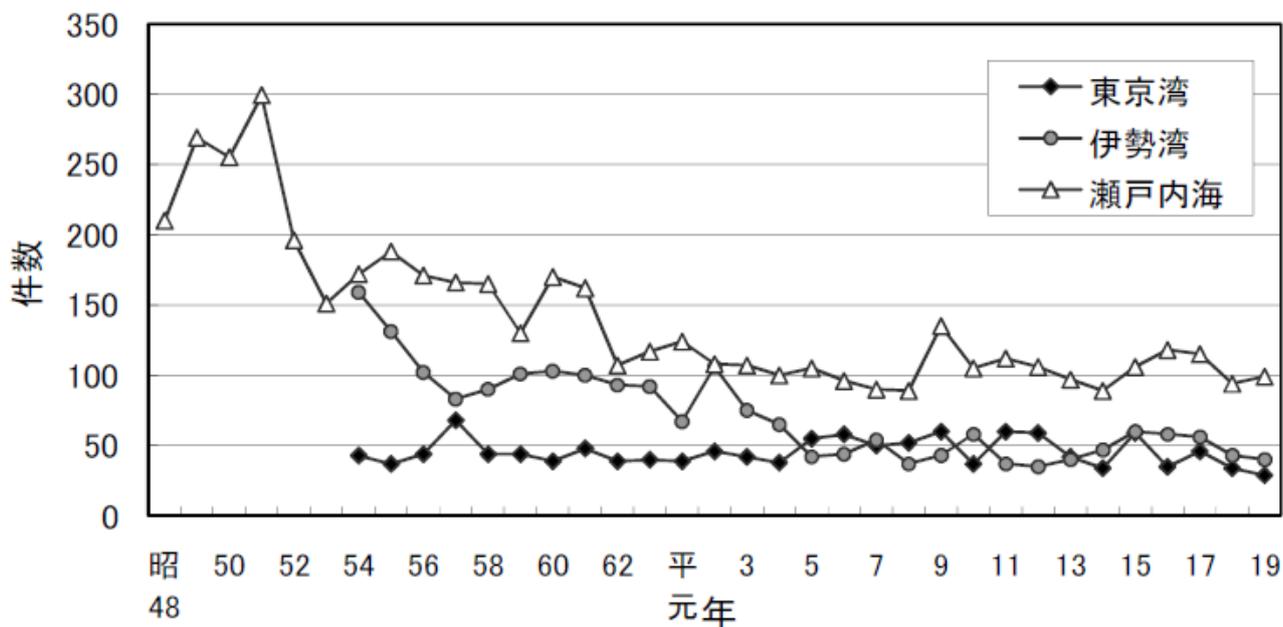


(2) 全窒素及び全りん

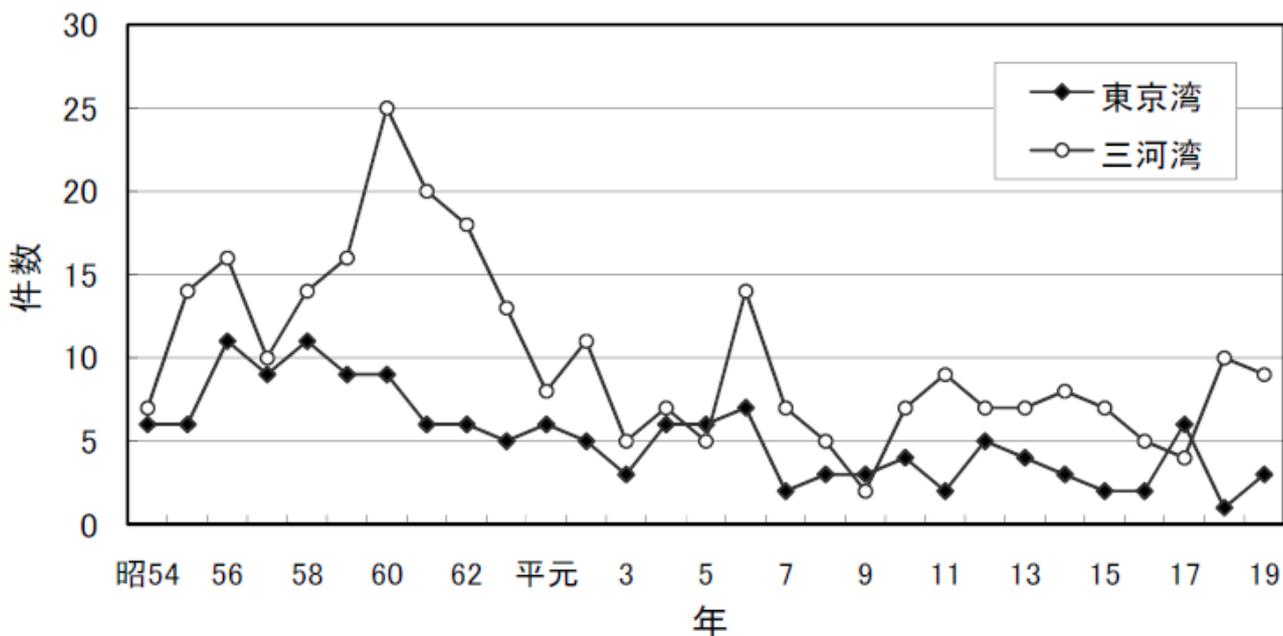


6. 赤潮及び青潮（苦潮）の発生状況

(1) 赤潮の発生件数

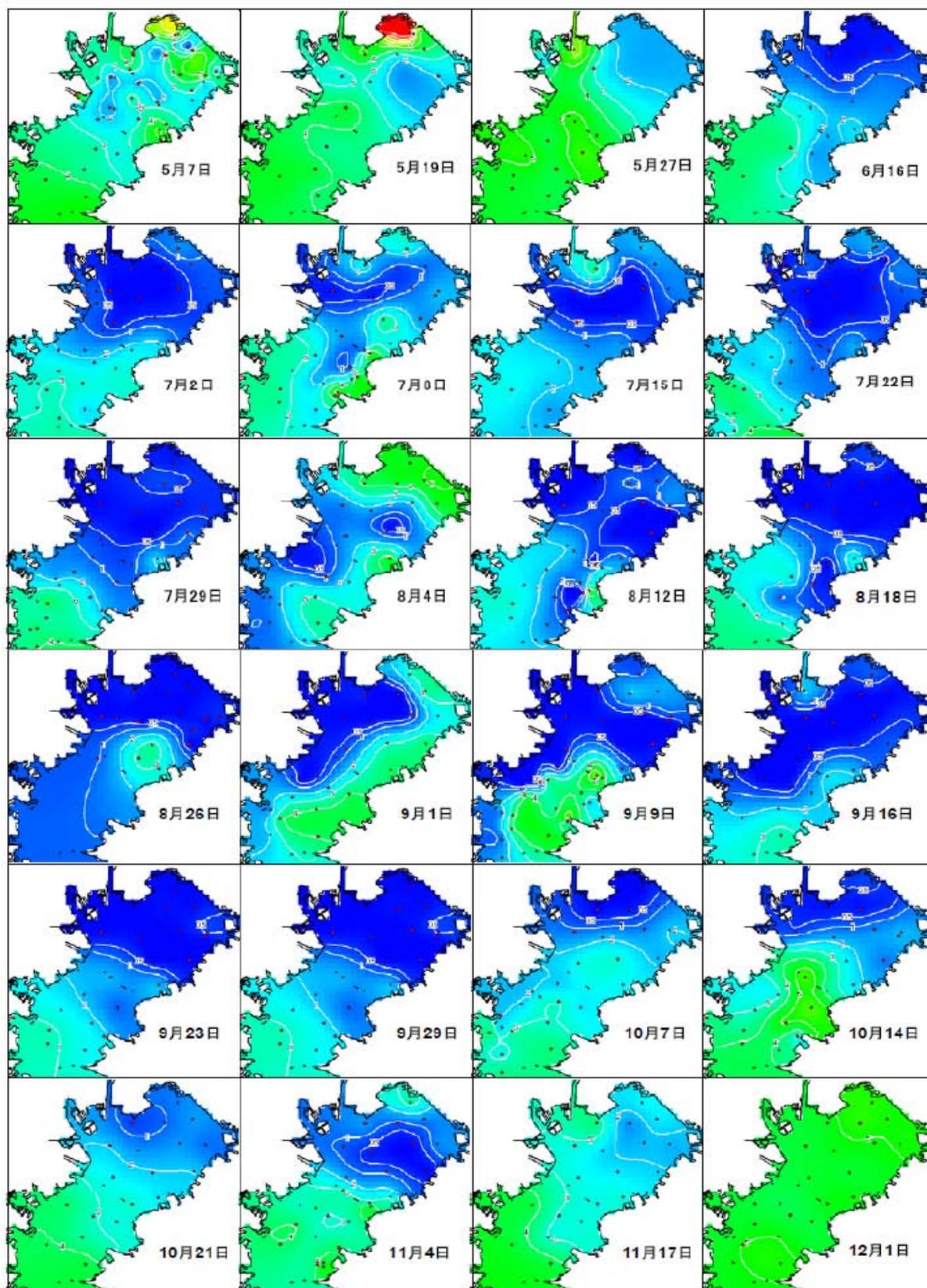


(2) 青潮（苦潮）の発生件数



7. 貧酸素水塊の発生状況

(1) 東京湾 (平成 20 年)

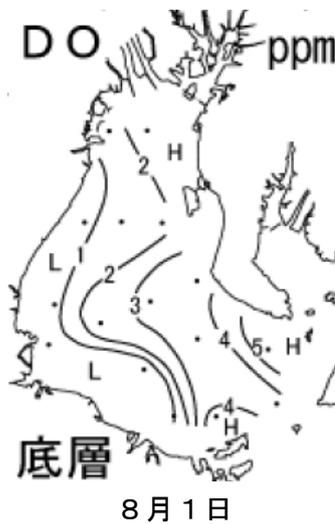


出典) 千葉県水産総合研究センター

備考) DOは底上1mの値

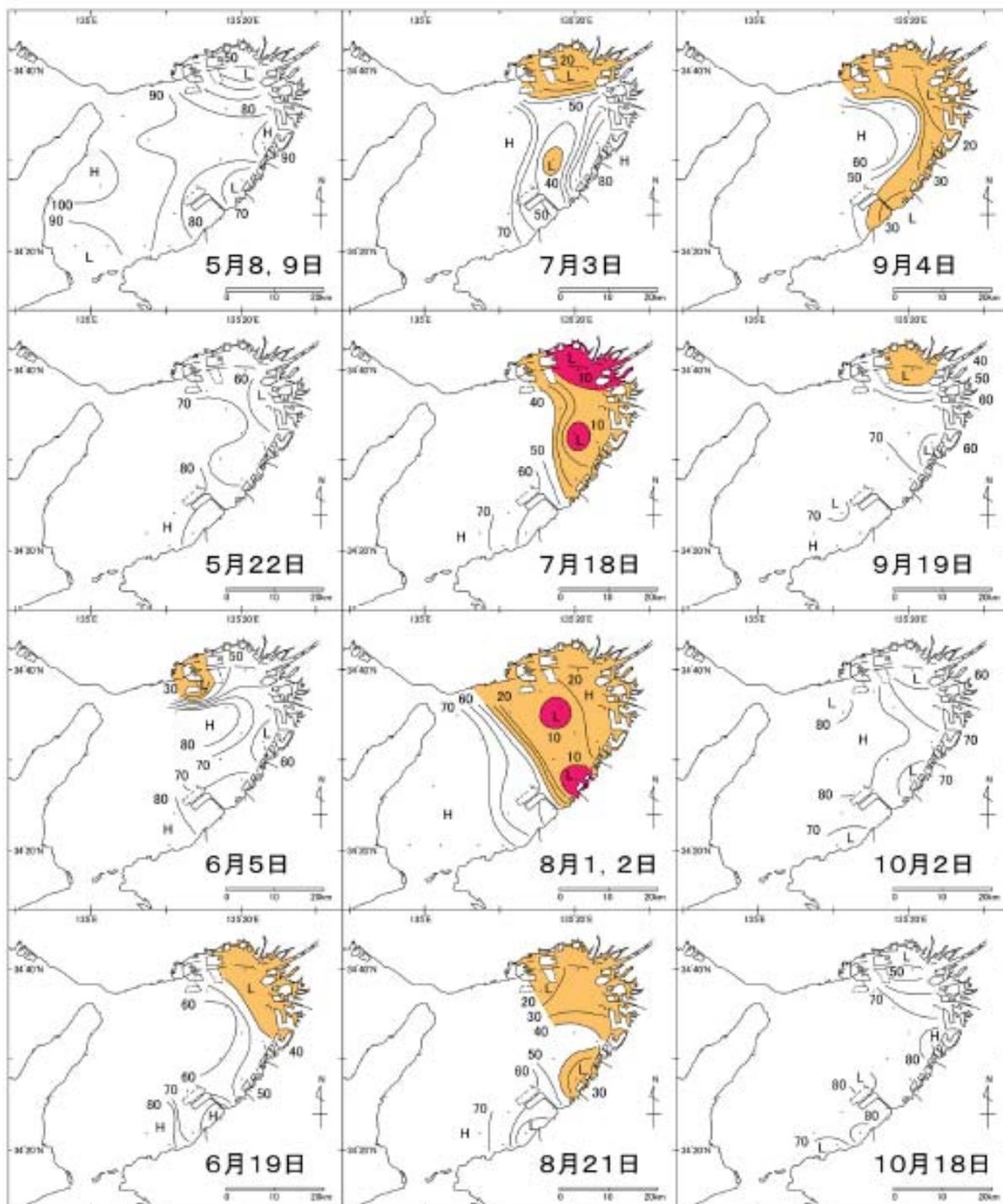
10 8 6 4 2 0 (ml/L)

(2) 伊勢湾 (平成 20 年)



出典) 三重県科学技術振興センター
備考) DOは底上1mの値

(3) 大阪湾 (平成 19 年)

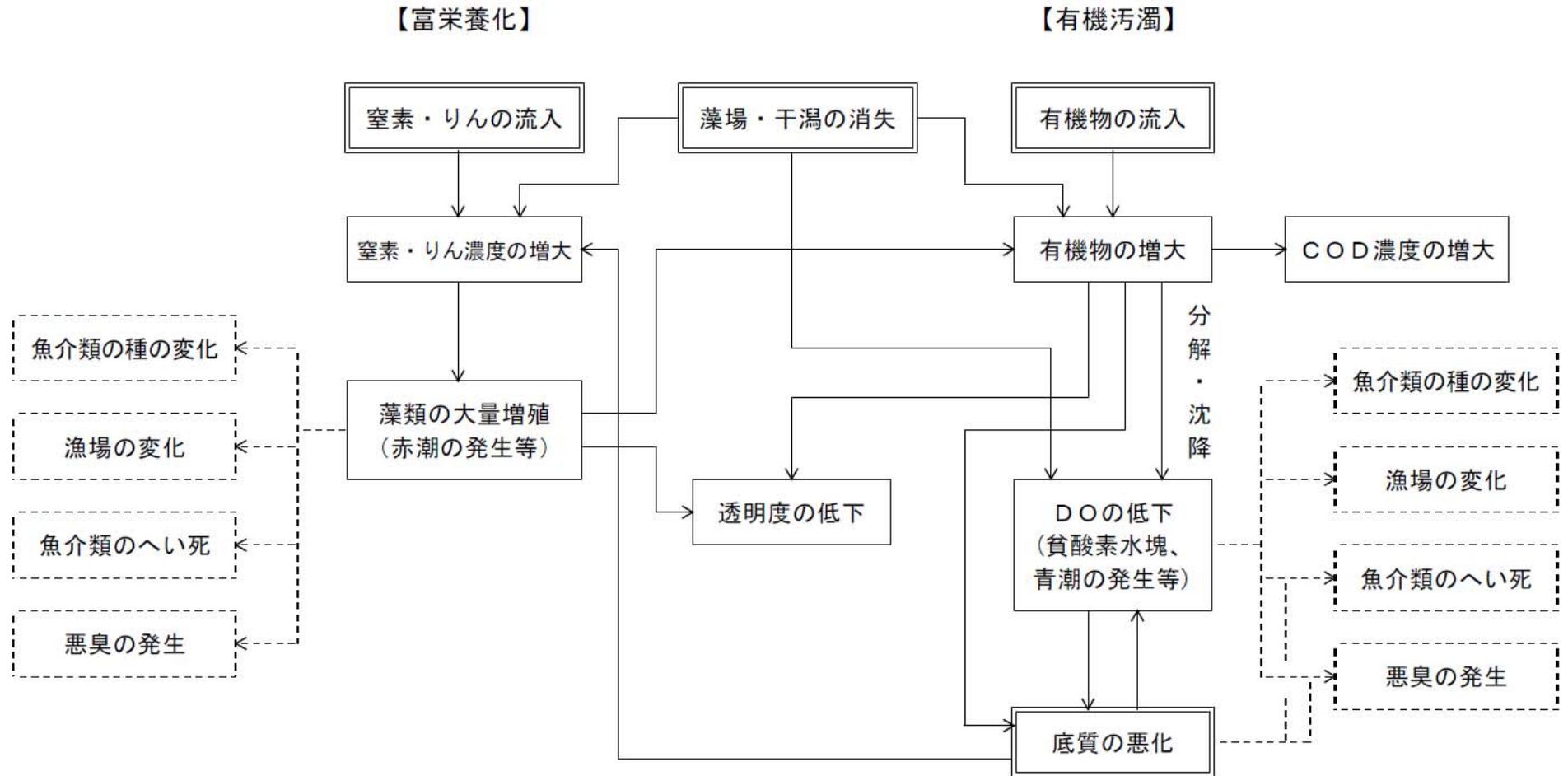


出典) 大阪府環境農林水産総合研究所

備考) DOは底上1mの値

備考) 薄いハッチは酸素飽和度40%以下、濃いハッチは10%以下を示す

(参考1) 閉鎖性海域の水質汚濁メカニズム



(参考2) 参照条文

(1) 水質汚濁防止法(昭和45年12月25日法律第138号)(抄)

(総量削減基本方針)

第四条の二 環境大臣は、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域の公共用水域（ほとんど陸岸で囲まれている海域に限る。）であり、かつ、第三条第一項又は第三項の排水基準のみによつては環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定による水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準（以下「水質環境基準」という。）の確保が困難であると認められる水域であつて、第二条第二項第二号に規定する項目のうち化学的酸素要求量その他の政令で定める項目（以下「指定項目」という。）ごとに政令で定めるもの（以下「指定水域」という。）における指定項目に係る水質の汚濁の防止を図るため、指定水域の水質の汚濁に関係のある地域として指定水域ごとに政令で定める地域（以下「指定地域」という。）について、指定項目で表示した汚濁負荷量（以下単に「汚濁負荷量」という。）の総量の削減に関する基本方針（以下「総量削減基本方針」という。）を定めるものとする。

2 総量削減基本方針においては、削減の目標、目標年度その他汚濁負荷量の総量の削減に関する基本的な事項を定めるものとする。この場合において、削減の目標に関しては、当該指定水域について、当該指定項目に係る水質環境基準を確保することを目途とし、第一号に掲げる総量が目標年度において第二号に掲げる総量となるように第三号の削減目標量を定めるものとする。

一 当該指定水域に流入する水の汚濁負荷量の総量

二 前号に掲げる総量につき、政令で定めるところにより、当該指定地域における人口及び産業の動向、汚水又は廃液の処理の技術の水準、下水道の整備の見通し等を勘案し、実施可能な限度において削減を図ることとした場合における総量

三 当該指定地域において公共用水域に排出される水の汚濁負荷量についての発生源別及び都道府県別の削減目標量（中間目標としての削減目標量を定める場合にあつては、その削減目標量を含む。）

3 環境大臣は、第一項の水域を定める政令又は同項の地域を定める政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 環境大臣は、総量削減基本方針を定め、又は変更しようとするときは、関係都道府県知事の意見を聴くとともに、公害対策会議の議を経なければならない。

5 環境大臣は、総量削減基本方針を定め、又は変更したときは、これを関係都道府県知事に通知するものとする。

(総量削減計画)

第四条の三 都道府県知事は、指定地域にあつては、総量削減基本方針に基づき、前条第二項第三号の削減目標量を達成するための計画（以下「総量削減計画」という。）を定めなければならない。

2 総量削減計画においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 発生源別の汚濁負荷量の削減目標量
- 二 前号の削減目標量の達成の方途
- 三 その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項

3 都道府県知事は、総量削減計画を定めようとするときは、関係市町村長の意見を聴くとともに、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。

4 環境大臣は、前項の同意をしようとするときは、公害対策会議の議を経なければならない。

5 都道府県知事は、総量削減計画を定めたときは、その内容を公告しなければならない。

6 前三項の規定は、総量削減計画の変更について準用する。

(総量削減計画の達成の推進)

第四条の四 国及び地方公共団体は、総量削減計画の達成に必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(総量規制基準)

第四条の五 都道府県知事は、指定地域にあつては、指定地域内の特定事業場で環境省令で定める規模以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）から排出される排出水の汚濁負荷量について、総量削減計画に基づき、環境省令で定めるところにより、総量規制基準を定めなければならない。

2 都道府県知事は、新たに特定施設が設置された指定地域内事業場（工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となつたものを含む。）及び新たに設置された指定地域内事業場について、総量削減計画に基づき、環境省令で定めるところにより、それぞれ前項の総量規制基準に代えて適用すべき特別の総量規制基準を定めることができる。

3 第一項又は前項の総量規制基準は、指定地域内事業場につき当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量について定める許容限度とする。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の総量規制基準を定めるときは、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(総量規制基準の遵守義務)

第十二条の二 指定地域内事業場の設置者は、当該指定地域内事業場に係る総量規制基準を遵守しなければならない。

(改善命令等)

第十三条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、その汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排出水が排出されるおそれがあると認めるときは、当該排出水に係る指定地域内事業場の設置者に対し、期限を定めて、当該指定地域内事業場における汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

4 前項の規定は、第二条第二項若しくは第三項の施設を定める政令、第四条の二第一項の地域を定める政令又は第四条の五第一項の規模を定める環境省令の改正により新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場については、当該工場又は事業場が指定地域内事業場となつた日から六月間は、適用しない。

(指導等)

第十三条の三 都道府県知事は、指定地域内事業場から排出水を排出する者以外の者であつて指定地域において公共用水域に汚水、廃液その他の汚濁負荷量の増加の原因となる物を排出するものに対し、総量削減計画を達成するために必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

(排出水の汚染状態の測定等)

第十四条 (略)

2 総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排出水を排出する者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

3 前項の指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出なければならない。届出に係る測定手法を変更するときも、同様とする。

4 (略)

(2) 水質汚濁防止法施行令（昭和46年6月17日政令第188号）（抄）

（指定項目、指定水域及び指定地域）

第四条の二 法第四条の二第一項の政令で定める項目は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める水域は、当該項目ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める地域は、当該水域ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

化学的酸素 要求量	館山市洲崎から三浦市劔崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域	別表第二第一号 に掲げる区域
	愛知県伊良湖岬から三重県大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域	別表第二第二号 に掲げる区域
窒素又は リンの含有量	館山市洲崎から三浦市劔崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域	別表第二第一号 に掲げる区域
	愛知県伊良湖岬から三重県大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域	別表第二第二号 に掲げる区域
	和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬まで引いた線、愛媛県高茂崎から大分県鶴御崎まで引いた線、山口県特牛灯台から同県角島通瀬崎まで引いた線、同崎から福岡県妙見崎灯台まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海域	別表第二第三号 に掲げる区域

（法第四条の二第二項第二号に掲げる総量）

第四条の三 法第四条の二第二項第二号に掲げる総量は、当該指定地域における人口及び産業の動向その他の自然的、社会的条件を基礎とし、発生源別の汚濁負荷量の削減のために採られた措置を考慮して、目標年度において公共用水域に排出されると見込まれる水の発生源別の汚濁負荷量につき、目標年度において見込まれる汚水又は廃液の処理の技術の水準、下水道の整備及び汚水又は廃液の処理施設の設置の状況等を勘案し、実施可能な限度において削減を図ることとした場合に、当該指定水域に流入すると見込まれる水の汚濁負荷量の総量を算定することにより求めるものとする。

(3) 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年10月2日法律第110号）（抄）

（汚濁負荷量の総量の削減）

第十二条の三 環境大臣は、瀬戸内海における化学的酸素要求量に係る水質の汚濁の防止を図るため、第五条第一項に規定する区域について、化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量の総量の削減に関する水質汚濁防止法第四条の二第一項の総量削減基本方針を定めるものとする。

2 前項の総量削減基本方針及びこれに基づく汚濁負荷量の総量の削減に関する水質汚濁防止法の規定の適用については、同法の規定中「汚濁負荷量」とあるのは「化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量」と、「指定水域」とあるのは「瀬戸内海環境保全特別措置法第二条第一項に規定する瀬戸内海」と、「指定項目」とあるのは「化学的酸素要求量」と、「指定地域」とあるのは「瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項に規定する区域」とする。